

騒音・振動発生施設等の種類	用途地域内の規制業種		用途地域内の規制業種以外		用途地域外の全業種	
	騒音に係る	振動に係る	騒音に係る	振動に係る	騒音に係る	振動に係る
<b>金属加工機械</b>						
液圧プレス（加圧能力2,941kN(300t)以上、矯正プレスを除く）	—	法 振1	—	—	条例	条例
機械プレス（加圧能力980kN(100t)以上）	法 騒1	法 振2	—	—	条例	条例
鍛造機（落下部分のハンマー重量1t以上）	法 騒2	法 振3	—	—	条例	条例
上記を除く特定施設(騒音規制法又は振動規制法に基づくもの)	—	—	—	—	—	—
特定施設(和歌山県公害防止条例に基づくもの)	条例	条例	条例	条例	条例	条例

規制対象地域 ( 公害防止管理者法 / 条例 )	用途地域 / 市内全域
規制業種 ( 公害防止管理者法 / 条例 )	製造・加工業、電気・ガス・熱供給業 / 全ての業
必要な資格(公害防止管理者) ( 公害防止管理者法 / 条例 )	騒音・振動関係の公害防止管理者 / 資格不要
公害防止統括者が必要な場合 ( 公害防止管理者法 )	公害防止管理者がおり、21人以上の工場
必要な資格(公害防止統括者) ( 公害防止管理者法 )	不要

※ 表記のうち、法・公害防止管理者法については特定工場における公害防止組織の整備に関する法律を、条例については和歌山県公害防止条例を指し示す。

<b>罰則</b> ( 公害防止管理者法 )	公害防止管理者の選任届	未選任	50万円 以下の罰金
	公害防止統括者の選任届	未選任	50万円 以下の罰金